



みんなでいっしょに  
取り組みましょう!

## いじめ防止条例

により、いじめ防止に取り組みます。

(保護者の責務)

第6条より

2 保護者は、日常生活において愛情をもって子どもを  
育み、しつけなければなりません。

(市民及び事業者等の役割)

第8条より

市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、  
子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりに努めるものとします。

(子どものつとめ)

第9条 子どもは、いじめをなくすために、つぎのことをまもりましょう。

- (1) 子どもは、自分を大切にしましょう。
- (2) 子どもは、まわりの人を思いやり、いっしょになかよくしましょう。
- (3) 子どもは、いじめなどを見たら、見ていないふりをしないようにしましょう。
- (4) 子どもは、ひとりでなやまず、親やまわりの人にすぐにそうだんしましょう。

●第9条は、子どもが読めるように「ひらがな」にしております。

●家庭でもよく話し合しましょう。



### ●いじめの相談窓口

島原市の機関

- 島原市家庭児童相談室（島原市こども課内） ☎ 63-7750
- 島原市教育委員会（有明支所内） ☎ 68-5472
- 島原市少年センター（森岳公民館内） ☎ 0120-62-7232

### <電話相談窓口>

長崎県の機関

- いじめ相談ホットライン(24時間) ☎ 0570-078310
- 少年サポートセンター（ヤングテレホン） ☎ 0120-786714

国の機関

- 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

全力子育て応援中!!  
問い合わせ先 こども課  
(63-1111 内線279)